

大阪市西淀川区役所区政企画課臨時的任用職員（事務職員）募集要項

令和7年5月1日
大阪市西淀川区役所

1 任用予定者数・受験資格・任用期間

任用予定者数	1名
受験資格	次の受験資格をすべて満たす方が受験できます。 ・パソコンの基本的な操作（ワード・エクセル）のできる者 ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者 ・日本国籍を有する者 (注) 職員の任用は公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は、公の意思の形成への参画に携わる職につくことはできないという原則）に基づき行われます。 年齢、学歴は問いません。
任用期間	令和7年6月1日～令和7年11月30日 ※任用期間後、令和8年3月31日まで任用を更新する場合があります。

2 選考方法

日時・場所	日時：令和7年5月20日（火） 9時30分集合予定 場所：大阪市西淀川区役所内 ※詳細な時間・場所は「受験案内」に記載して通知します。
試験方法	1. 筆記試験 基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。試験時間は50分間です。 専門知識は必要ありません。 2. 口述（面接）試験 主として人物について面接により行います。 ※試験の可否は、筆記試験（75点満点）、口述試験（75点満点）の結果により決定し、5月23日（金）（予定）に <u>受験者本人指定のメールアドレス（以下「指定のメールアドレス」という。）</u> あて通知します。なお、結果については、口述試験受験者全員にメールにて通知します。 (注) 迷惑メール防止対策のためドメイン指定を行っている場合は、「@city.osaka.lg.jp」を指定してください。 「メールフィルター」などインターネットメールの拒否設定を行っているとう受信できない場合があります。設定の変更をお願いします。

3 合格から任用まで

- (1) 筆記試験及び口述試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- (2) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が任用予定者数を下回る場合があります。
- (3) 合格者は、合格者名簿に、筆記試験及び口述試験の合計得点順で登録され、上位の方より任用

します。

(4) 登録期間は令和7年11月30日までとします。

(5) 登録期間内に大阪市西淀川区役所区政企画課臨時的任用職員（事務職員）の補充採用を行うこととなった場合は、合格者名簿の登録順に採用連絡をするものです（採用を保証するものではありません）。

(6) 合格後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格を取り消します。

4 受験手続

受験申込については、持参または送付にて受け付けます。郵送の場合は必ず書留（または書留に準ずるもの）で申込みください。

申込方法	<p>【受付期間】 令和7年5月1日（木）から令和7年5月15日（木） ※持参する場合は、上記期間中（土、日を除く）の午前9時から午後5時30分まで ※郵送等により送付する場合は、令和7年5月15日（木）午後5時00分必着</p> <p>【提出先】 〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 西淀川区役所区政企画課（西淀川区役所 5階52番窓口）</p> <p>送付の場合は、「職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に、下記1・2の書類を入れて送付してください。郵送の場合は必ず簡易書留で申し込みください。また、郵便料金不足の場合は受け付けません。</p> <p>【必要書類】 1. <u>大阪市西淀川区役所区政企画課臨時的任用職員（事務職員）採用申込書 1通</u> ※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 2. <u>申し立て書（所定様式） 1通</u> ※本市所定の様式に限ります。西淀川区役所区政企画課まで受け取りに来ていただくか、大阪市西淀川区役所ホームページから取得してください。 ※必要書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 ※試験結果通知についても指定のメールアドレスあて通知します。</p>
受験案内の送付	<p>試験の時間等の詳細については、令和7年5月16日（金）に「受験案内」を<u>指定のメールアドレスあて通知します。</u> 令和7年5月16日（金）に「受験案内」メールが届かない場合は、令和7年5月19日（月）に大阪市西淀川区役所区政企画課あて電話にて連絡をしてください。</p>

5 従事する職務

職務内容
大阪市西淀川区役所区政企画課における各種事務処理業務 ・調査、企画、区政会議に関する業務 ・広聴、広報、各種相談、広告に関する業務 ・市民等からの問い合わせへの対応 ・その他関係業務 ※窓口業務、電話対応、パソコン入力業務等を含みます。

6 勤務条件

勤務場所	大阪市西淀川区役所区政企画課		
勤務日・勤務時間・休憩時間・休日・時間外勤務	勤務日：土曜日・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日まで 勤務時間・休憩時間：午前9時から午後5時30分（休憩時間45分） 休日：土曜日・日曜日・国民の祝日 時間外勤務：必要に応じて従事していただきます。		
休暇	年次有給休暇：10日 その他特別休暇：夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、子の看護休暇、短期介護休暇等		
給料	給料：月額213,556円（地域手当含む、令和7年5月現在） 支給日：原則当月17日払い なお、職歴等がある方についてはその経歴に応じて加算される場合があります。 （例）職歴が民間企業の正社員（事務）の場合		
	採用時年齢	職歴（在職年数）	初任給
	22歳	4年	240,004円
	24歳	6年	252,068円
	26歳	8年	261,696円
通勤手当	上限：55,000円（1か月あたり）		
その他手当	超過勤務手当（※）、住居手当、扶養手当など ※時間外勤務の勤務実績に基づき支給		
期末勤勉手当・退職手当	本市職員基準により支給します。		
社会保険等	大阪市職員共済組合、厚生年金に加入となります。		
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。		
その他	上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後お知らせします。		

7 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格の者の得点（筆記・口述）及び順位については、5月26日（月）から5月29日（木）の間（平日午前9時から午後5時30分まで）で、大阪市西淀川区役所区政企画課内において開示しますので、受験者本人が確認できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は学生証等）を持参のうえ、口頭で申し出てください。

8 その他

- （1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （2）合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- （3）受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

《地方公務員法第 16 条抜粋》

(欠格条項)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【問い合わせ先】

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号 区役所 5 階 52 番窓口
大阪市西淀川区役所区政企画課 (担当：伊勢・富坂)
電話 (06) 6478-9683

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと